

令和5年（2023年）度金融機関提案要領

（多摩信用金庫：たましんSDGs支援）

1 目的

この要領は、令和5年（2023年）度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。）「第2 政策課題対応資金（HTT・SDGs・DX・育業等） 3 金融機関提案融資（略称：金融提案）」について必要な事項を定めることを目的とする。

2 融資スキームの概要

（1）取扱金融機関

多摩信用金庫

（2）名称

たましんSDGs支援（略称：金提23たまS）

（3）目的

都内中小企業者及び組合に対し、中小企業のSDGsへの取り組みやサプライチェーン全体での脱炭素化への取り組み強化を支援する事を目的として掲げる。

（4）融資目標額

20億円

3 定義

要項総則の2に定めるとおりとする。

4 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの。なお、融資審査決裁時に（1）～（3）の全てを満たした上で（4）を満たすものは当初設定金利から▲0.2%、（1）～（3）の全てを満たした上で（5）を満たすものは当初設定金利から▲0.3%、（1）～（5）の全てを満たすものは当初設定金利から▲0.5%の融資利率の設定を認めるものとする。

（1）中小企業者又は組合であること。

（2）融資対象の基本要件（要項総則の3）を満たすこと。

（3）取扱金融機関指定の「SDGs賛同書」を提出した事業者であること。

（4）取扱金融機関指定の「SDGs行動宣言書」の発行事業者であること。

（5）取扱金融機関指定の提携先の支援により、自社のCO2排出量の算定（可視化）を行っている事業者であること。

5 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	1年超15年以内 （据置期間1年以内を含む。）
融資利率 （年率）	取扱金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。

融資形式	証書貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、東京都が保証料率 0.2%に相当する信用保証料を補助する。
保証人	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。
物的担保	総則の 4（3～4 ページ）に定めるとおりとする。
責任共有制度	責任共有制度が適用される。

6 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和 5 年（2023 年）10 月 20 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで。

(2) 融資申込受付機関

多摩信用金庫

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

書 類 名	必要部数
要項総則の 5 に定める書類	所定部数
「SDGs 賛同書」	1 部
以下 2 項目は、融資対象（4）又は（5）を満たす事業者のみ	必要部数
「SDGs 行動宣言書」	1 部
指定提携先の支援により自社の CO2 排出量の算定を行っていることがわかる書類	所定部数

7 融資申込受付後の処理

要項総則の 6 に定めるとおりとする。ただし、本融資の申込受付は取扱金融機関に限られているため、あっせん機関及び保証協会受付にかかる記述は適用しない。

8 関係書類の表示

関係書類には「金提 2 3 たま S」の表示をする。

9 取扱金融機関の責務及び報告等

- 取扱金融機関は、中小企業者等に対し、SDGs の取り組み状況の可視化～課題の抽出、課題解決のサポートから、資金調達ニーズへの対応まで、一貫した支援を行う。
- 取扱金融機関は、この融資が完済になるまでの間、年に一度、中小企業者等の事業年度終了の日から 4 ヶ月以内に、保証協会に対し、中小企業者等の決算書等財務諸表一式を提出するものとする。

附 則（令和 5 年（2023 年）10 月 2 日 5 産労金第 662 号決定）

- この要領は、令和 5 年（2023 年）10 月 20 日から施行する。